

山梨労働局発表  
令和5年11月16日(木)

報道関係者 各位

## 山梨県の特定（産業別）最低賃金が変わります！ ～山梨労働局長が改正決定し、官報に公示しました～

- 1 山梨労働局長（局長 高西 盛登）は、山梨県の特定最低賃金のうち「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」については令和5年11月10日に、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については同月16日に、それぞれ次のとおり改正決定し、同日付けの官報に公示しました。（別添1、2参照）

山梨県特定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 997円	効力発生日 令和5年12月16日
	自動車・同附属品製造業	時間額 971円	効力発生日 令和5年12月10日

- 2 山梨県特定最低賃金の引上げ額は「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については1時間当たり38円（引上げ率3.96%）、「自動車・同附属品製造業」については1時間当たり10円（同1.04%）となります。（別添3参照）
- 3 特定最低賃金の適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、令和5年10月1日から「1時間938円」が適用されています。（別添4参照）
- 4 山梨労働局では、今後も最低賃金額を広く周知するため、関係事業者、県、市町村、事業者団体、労働団体、教育関係機関等に広報等の依頼を行うとともに、管下労働基準監督署による履行確保の徹底を図って行くことにしています。
- なお、山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、同金額以上の賃金を支払わなければ、法違反になります。

## 【参考】

### 1 審議の経過

山梨労働局では、「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」については令和5年10月11日に、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については同月17日に、山梨地方最低賃金審議会から上記1のとおり、1時間当たりの時間額を引き上げる内容の答申を受け、各答申日付けで最低賃金法第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により答申内容の要旨を公示しました。

その後、締切日である10月26日及び11月1日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会の答申どおりの時間額とする改正決定を行い、上記1のとおり官報に公示しました。これにより、上記1の最低賃金額はそれぞれの効力発生日から適用されることとなります。

### 2 業務改善助成金について（別添5-1、5-2参照）

厚生労働省は、令和5年8月31日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度の拡充を行っています。山梨労働局では、改定される最低賃金額の周知とあわせて、業務改善助成金を活用いただくための周知など、支援施策の推進に取り組んでいます。

#### 【拡充のポイント】

適用事業場の拡大（対象となる事業場を、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から50円以内の事業場に拡大）

賃金引き上げ後の申請が可能に（事業場規模50人未満の事業者であることなど、一定の条件を満たす必要があります。）

助成率区分の見直し（助成率の区分となる事業場内最低賃金の金額の引き上げ）

#### 【添付資料】

- 別添1 山梨労働局最低賃金公示第2号（山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定）
- 別添2 山梨労働局最低賃金公示第3号（山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業製造業最低賃金の改正決定）
- 別添3 山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移
- 別添4 山梨県最低賃金改定リーフレット
- 別添5-1 業務改善助成金の制度が拡充されます！（リーフレット）
- 別添5-2 令和5年度業務改善助成金のご案内（リーフレット）

## 最低賃金の改正決定に関する公示

### 山梨労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月10日

山梨労働局長 高西 盛登

第4号中「1時間961円」を「1時間971円」に改める。

## 最低賃金の改正決定に関する公示

### 山梨労働局最低賃金公示第 3 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 16 日

山梨労働局長 高西 盛登

第 4 号中「1 時間 959 円」を「1 時間 997 円」に改める。

## 山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年 項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
		<b>【地域別最低賃金】</b>														
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938
	引上額	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32	40
	引上率	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45
<b>【特定最低賃金】</b>																
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	997
	引上額	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25	38
	引上率	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	971
	引上額	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23	10
	引上率	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	1.04



# 山梨県の最低賃金

別添 4

山梨県内で働く労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

	最低賃金件名等	時間額	効力発生日
山梨県最低賃金	山梨県内で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されます。但し、下記の2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	938円	令和5年10月1日
特定最低賃金	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	令和5年12月16日
	山梨県自動車・同附属品製造業	971円	令和5年12月10日

次の手当等は最低賃金に算入しません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
臨時に支払われる賃金

時間外・休日・深夜手当  
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

特定最低賃金の適用の範囲及び適用除外は以下のとおりです。

## 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用の範囲	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業 (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の から の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 清掃又は片付けの業務 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

## 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

適用の範囲	(1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の から の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 清掃又は片付けの業務 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

詳しくは、山梨労働局ウェブサイトをご覧くださいか、  
山梨労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

お問い合わせ先

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場2-3-2	(0554-43-2195)
鯉沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1	(0556-22-3181)
	富士川地方合同庁舎5階	



山梨県の最低賃金

検索

# 賃金引き上げを支援する制度について

## 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響等により売上高が減少している事業者及び物価高騰等の影響により利益率が低下している事業者に対しては、「特例事業者」として助成率及び助成対象経費が拡充される特例が設けられています。

事業内最低賃金  
引き上げ



設備投資等  
機械設備、コンサルティング  
導入、人材育成・教育訓練



費用の一部  
を助成

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金

検索



## 令和5年度の業務改善助成金における拡充のご案内

中央最低賃金審議会答申（令和5年7月28日）を踏まえて、令和5年8月31日より、業務改善助成金に拡充措置が実施されています。

**対象事業場の拡大**（事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から50円以内の事業場に拡大）

**賃金引き上げ後の申請が可能に**（事業場規模50人未満の事業者であることなど一定の要件を満たす必要があります。）

**助成率区分の見直し**（助成率の区分となる事業場内最低賃金の金額の引き上げ）

### お問い合わせ先

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

#### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

山梨働き方改革推進支援センターでも、業務改善助成金の申請に関する相談について支援しています。

山梨働き方改革推進支援センター 【中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F】

電話番号：0120-755-455（受付時間 平日 9:00～17:00）

【相談方法：電話、窓口相談のほか企業を訪問しての支援も行っています】

交付申請書等の提出先：山梨労働局 雇用環境・均等室  
甲府市丸の内1-1-11 TEL 055-225-2851

## 山梨県電気機械器具製造業最低工賃が改定されています。（改正）令和5年4月22日発効

品目	工程		規格	金額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	1か所につき 59銭
コイル	からげ（1か所につき、4回以内からげて切るものに限り）		線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	1か所につき 89銭
コネクター	差し（リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）			1端子につき 56銭

上記以外に山梨県貴金属製品製造業最低工賃及び山梨県婦人服製造業最低工賃が定められています。詳しくは山梨労働局賃金室（TEL 055-225-2854）までお問合せください。



# 業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

別添5-1

## 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
引き上げの計画



設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費用  
の一部を助成

## 拡充のポイント

### ① 対象事業場の拡大

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
**30円以内**の事業場

例：地域別最低賃金が920円の  
地域において

事業場内最低賃金が  
**955円**（差額35円）  
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
**50円以内**の事業場

（先ほどの例）  
事業場内最低賃金が  
**955円**の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され  
たので、助成金が受けられる  
ようになりました

### ② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：  
事前に以下2つの計画を提出  
・賃金引き上げ計画  
・事業実施計画（設備投資  
等の計画）

事業実  
施計画

賃上げ  
計画

を提出し、計画の  
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）  
・計画に基づく賃上げの実施  
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日  
までに賃金引き上げを実施して  
いれば、賃金引き上げ計画の提出  
は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

- ・賃金引き上げ**結果**
- ・事業実施計画（設備投資等の  
計画）

事業実  
施計画

賃上げ  
結果

### ③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業  
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業  
場の場合

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画  
などを事業場所在地を管轄  
する都道府県労働局に提出

審査・  
交付決定

交付決定後、提出  
した計画に沿って  
事業実施

労働局に事業実施  
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗改装による配膳時間の短縮</li> </ul>

## 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

## お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索

### （参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



# 令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)  
業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

## 対象事業者・申請の単位など

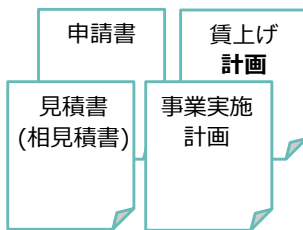
- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

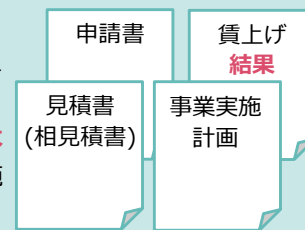
### 【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、  
・ 賃金引き上げ計画書  
・ 事業実施計画書  
が必要です。



事業場規模  
50人未満で  
あればこちら  
も適用

一定の期間※に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、**賃金引き上げ計画は不要**です。(事業実施計画は必要です。)



※令和5年4月1日～12月31日まで。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引き上げ(90円コース)  
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円  
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

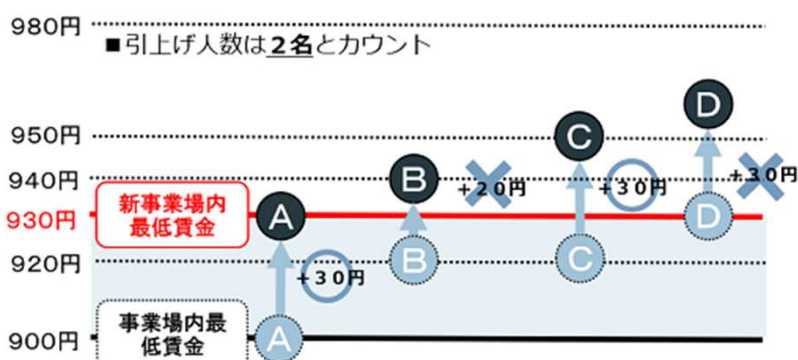
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。



## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 3,312KB] [7.0MB]



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食（両手）分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができませんでした。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、**配膳ロボットを導入**した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

**<導入前>**

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に縮減

**<導入後>**

セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している

**さらなる工夫**

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

**助成金活用のきっかけ** 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集

### 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、**リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入**した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

**<導入前>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

**<導入後>**

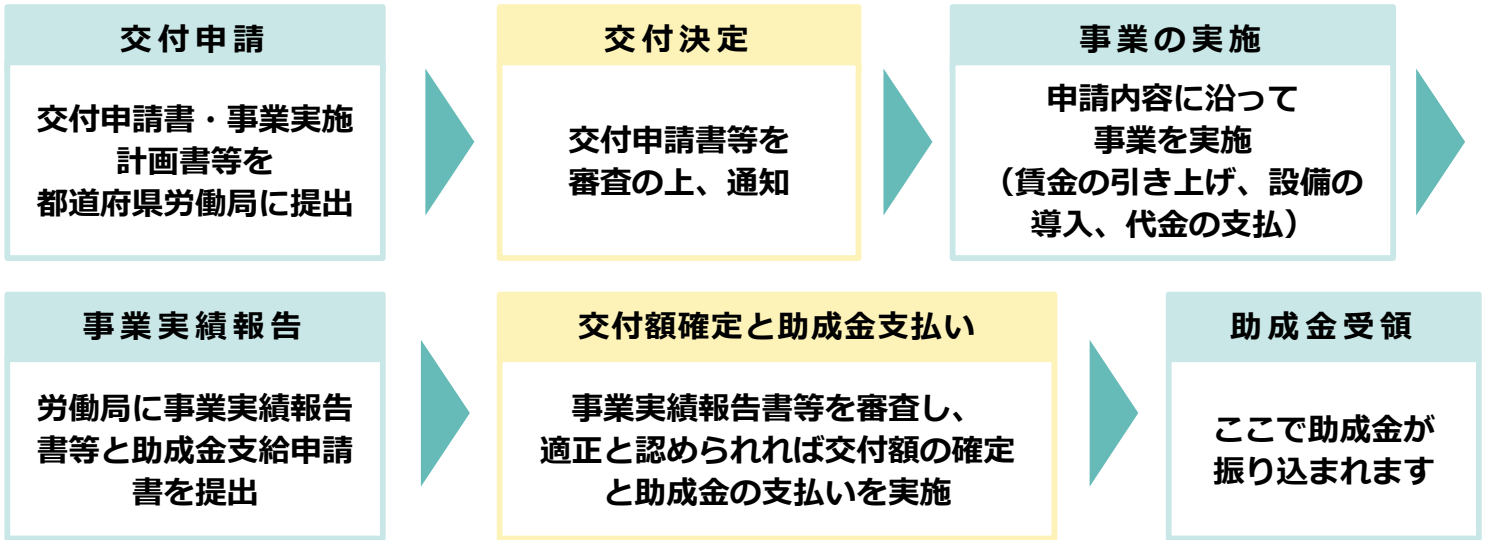
**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

**助成金活用のきっかけ** 社会保険労務士の提案

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合
- 発効日の前日(9月30日)までに**事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

**対象!**

**発効日の当日(10月1日)に**事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

**対象外**

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号: 0120-366-440** (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です